

竹原都市計画公園の変更

2・2・5号 中須公園 一削除

2・2・5号 中須公園 一追加

日時：令和7年3月19日（水） 10:00～

場所：竹原市役所1階第3・4会議室

「都市計画」とは・・・都市計画区域内で都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設、市街地開発等に関する計画

(都市計画法第4条)

「都市計画」とは、もちろん都市についての計画ですが、都市の計画の全てを都市計画として定められるわけではなく



- 土地利用や都市施設などに関する一定の計画決定
- 計画を実現するための各種の規制・誘導、事業の実施

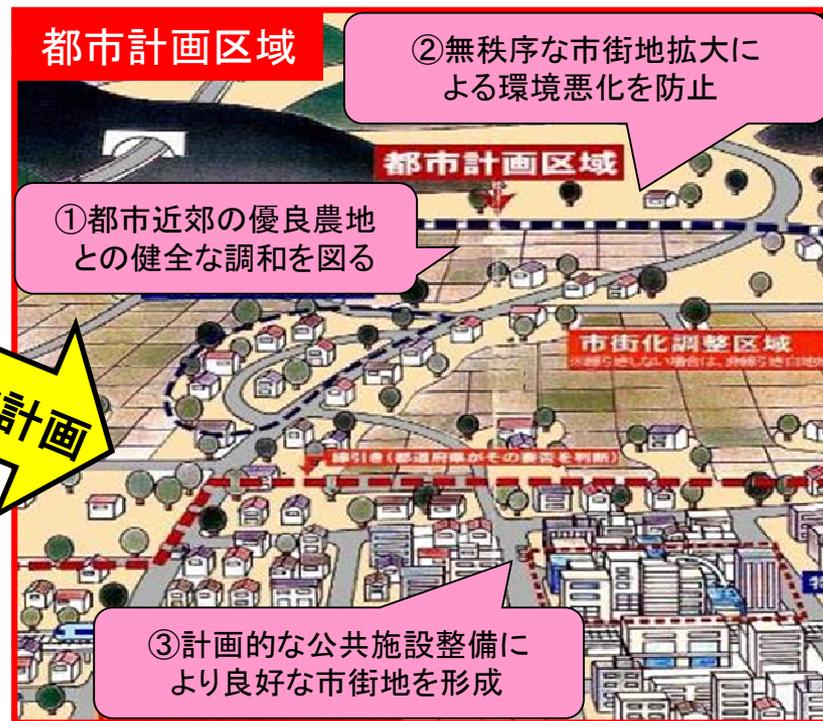
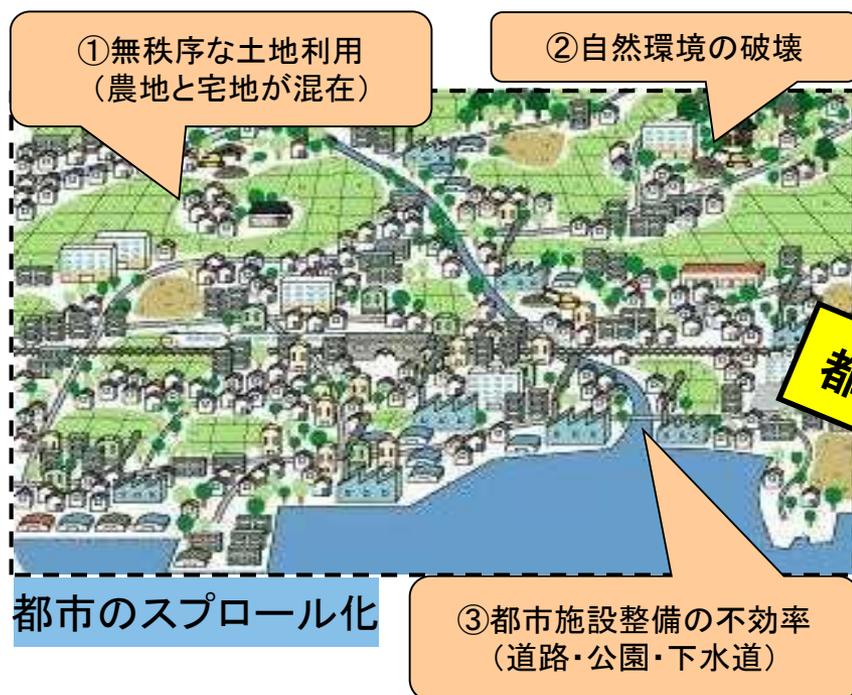
※これらの手続きは、都市計画法に従って行われている。

都市計画とは

2

都市計画では、都市が無秩序に拡大すること（スプロール化）を防止し、「住みやすいまちづくり」を行うために一定のルールを定めて建物の建築などを制限している。

※都市計画区域では、都市計画法、建築基準法等による様々な規制を受ける



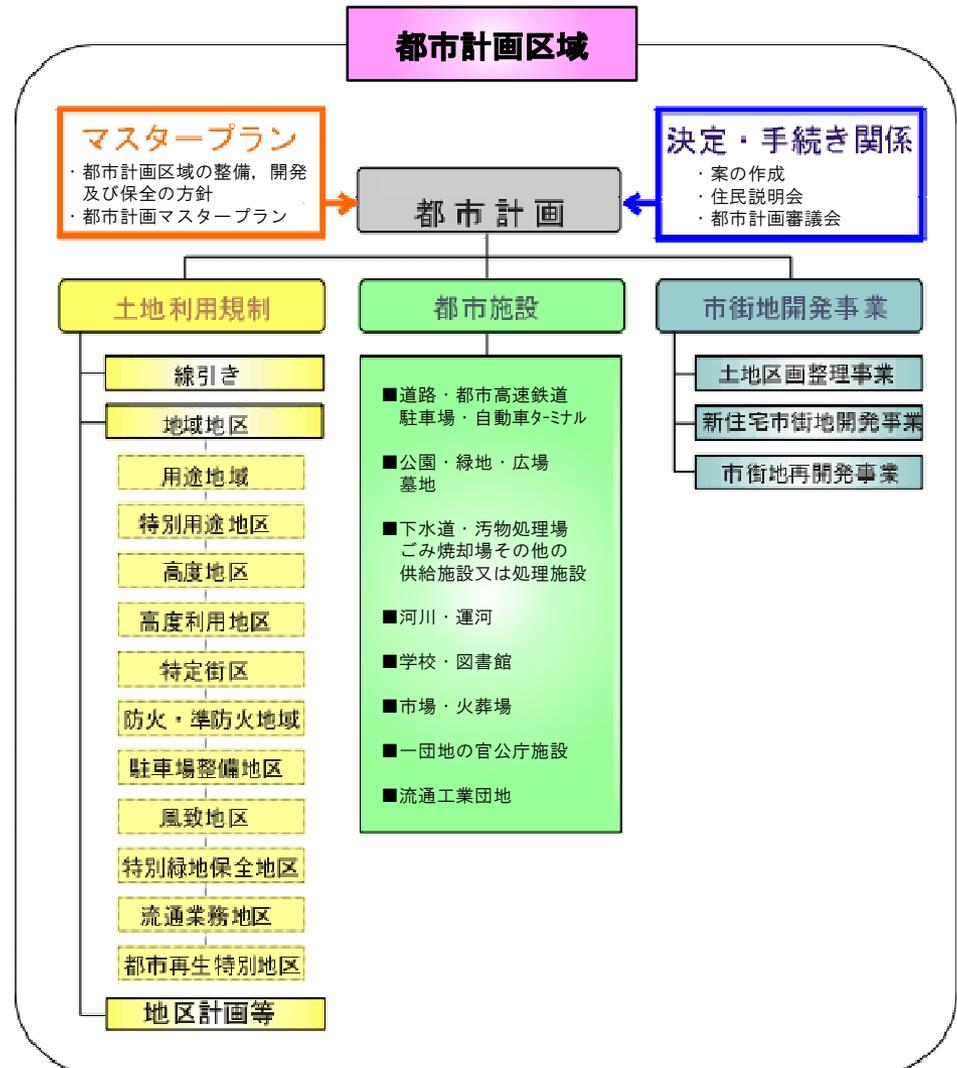
都市計画のプロセス

3

① **都市計画区域**を定め、区域全体に係る都市計画の**基本方針**の策定を行う。

② 整備、開発、保全する区域を定め、都市を構成する各部分の用途をどうするか、**土地利用計画**を立てる。

③ 土地利用計画に基づき、道路・公園・下水道などの**都市施設**や面的な**開発事業**を組み合わせ、広域的な視野のもとに**整備計画**を立てる。



道路、公園、下水道など**安全で快適な都市生活**と**機能的な都市活動**に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するもの。
都市施設のうち、**土地利用や交通の将来的な見通し**を**勘案し必要なもの**について都市計画で定める。

都市施設の種類(都市計画法第11条)

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等
公共空地	公園 、緑地、広場、墓園等
供給施設又は処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物処理施設
水路	河川、運河等
教育文化施設	学校、図書館、研究施設等
医療施設又は社会福祉施設	病院、保育所等
その他	地方卸売市場、と畜場、火葬場、一団地の住宅施設等

都市計画のメニューを法の手続きに従って定めることを、**都市計画決定**といいます。

土地利用、**都市施設**、市街地開発事業等を都市計画決定すると、そこには**法に基づく制限（＝都市計画制限）**がかかってきます。

そのため、都市計画決定を行う際は、その計画が本当に将来のまちづくりにとって必要か、そして妥当かを十分に検討する必要があり、**社会情勢等の変化や市・国の施策に応じて、適宜変更が必要**になります。

変更の概要

7

○ 新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	街区公園	2・2・5	中須公園	竹原市竹原町字吉崎	約0.19ha	
旧	街区公園	2・2・5	中須公園	竹原市塩町二丁目	約0.20ha	

○ 変更する事項

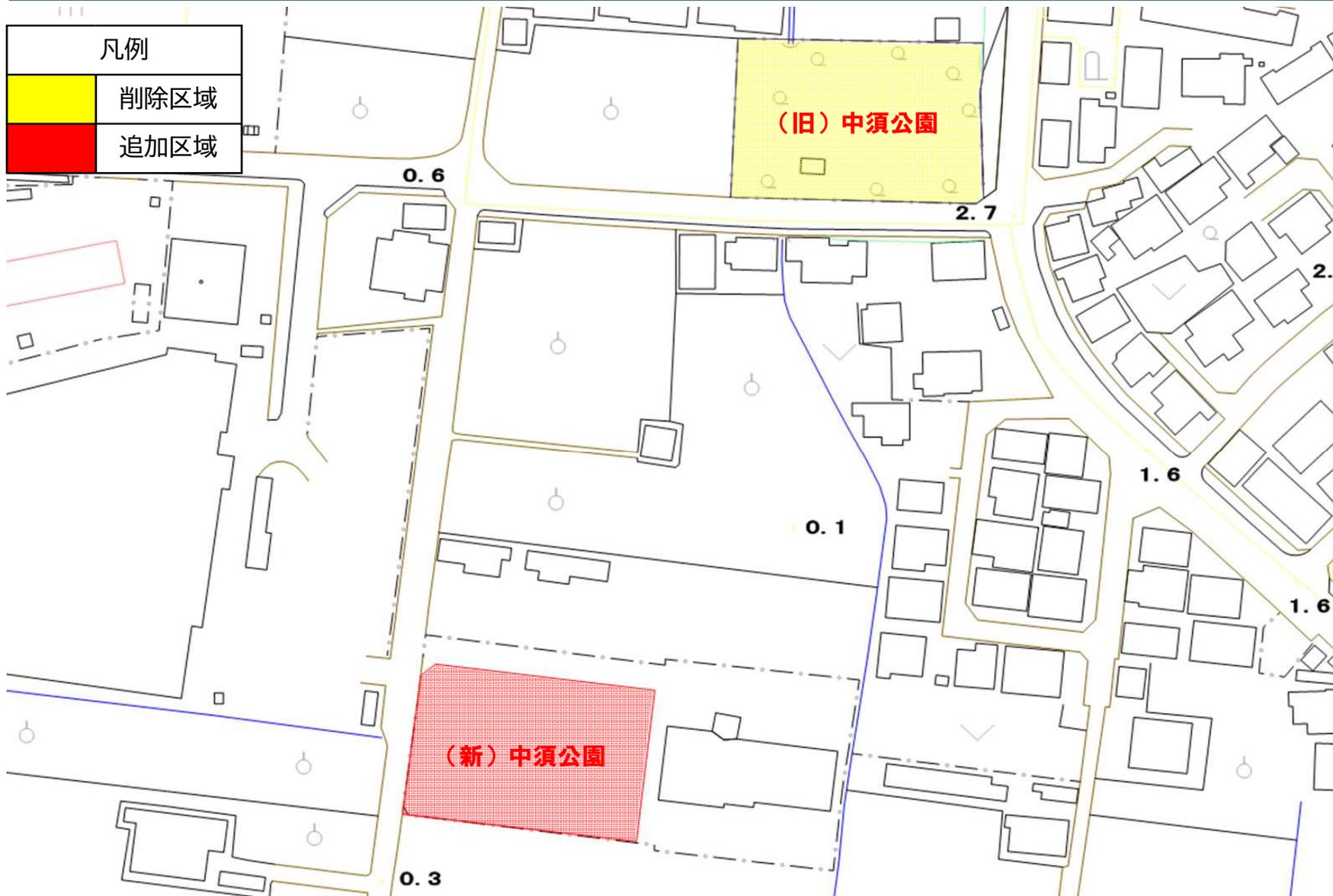
名称	2・2・5 中須公園	→	2・2・5 中須公園
位置	竹原市塩町二丁目	→	竹原市竹原町字吉崎
面積	約0.20ha	→	約0.19ha

○ 変更の理由

(旧) 中須公園は、近隣の地域住民や、竹原西小学校の児童等が利用していた公園であり、地域防災計画にも避難場所として位置付けられていたが、土地所有者から返還の申し出があり、令和4年度に公園施設を撤去・移設し所有者へ土地を返還した上で廃止した。

しかしながら、公園施設の撤去・移設時より、地域住民から代替え公園の整備要望が強くあり、地域住民の利便性や快適性、健全な遊び場、防災拠点・避難地を確保するため、新たに同規模の敷地を取得し、(新) 中須公園として整備することとした。

新旧对照图



公園の整備（参考資料）

10

防災倉庫



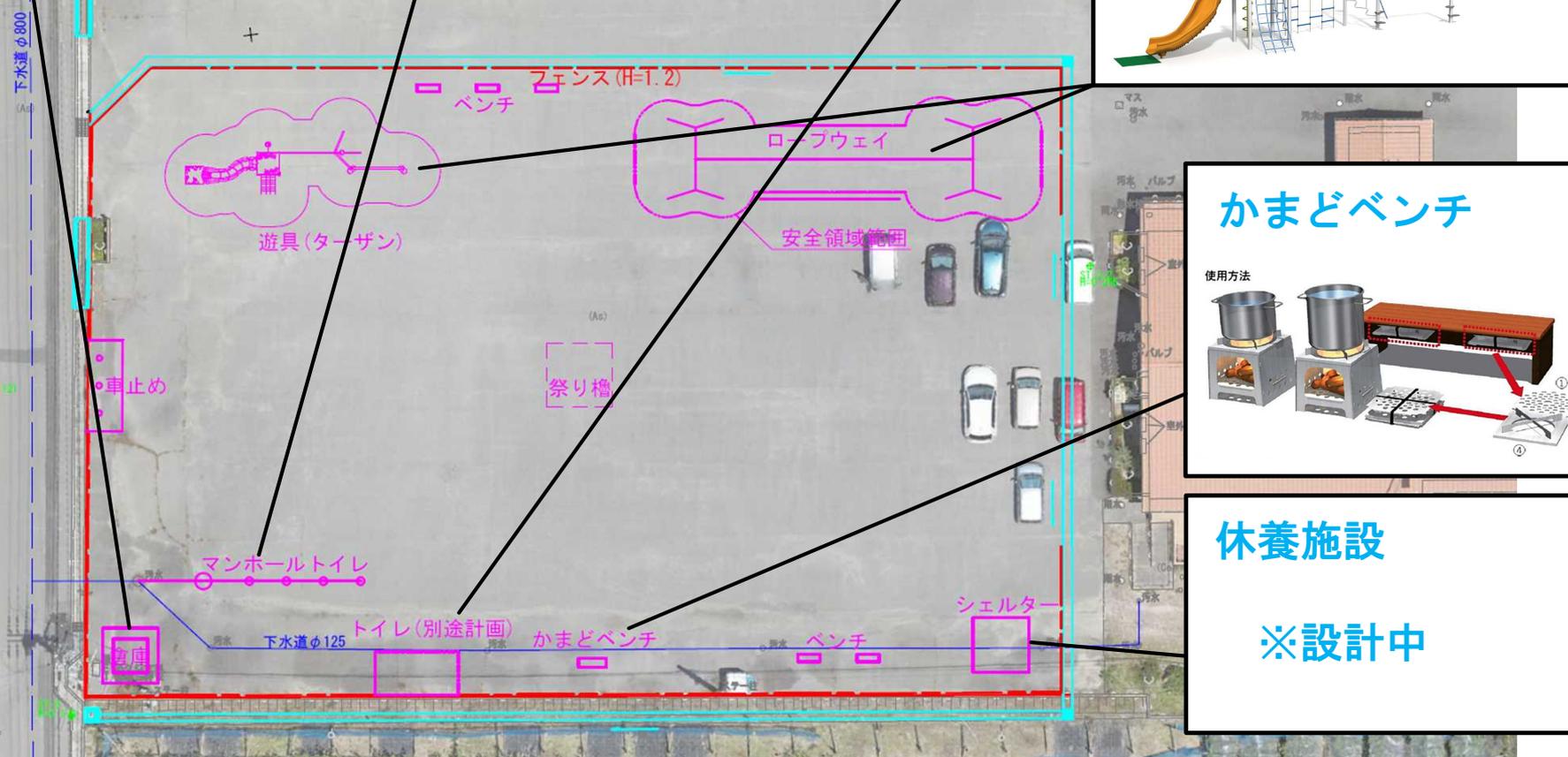
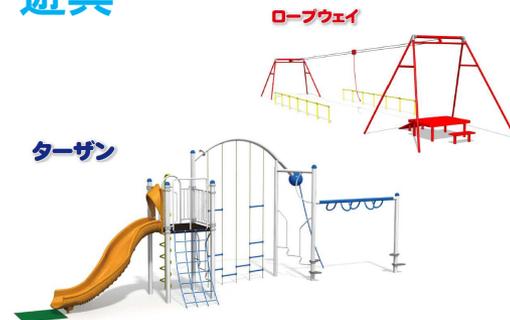
マンホールトイレ



トイレ

※設計中

遊具



かまどベンチ



休養施設

※設計中

住民説明会の実施

11

■ 実施概要

実施日：令和6年12月4日（水）

時間：19:30～20:30

場所：竹原市民館2階第2・3会議室

参加者：10人

■ 周知方法

竹原市内全域へ回覧



説明会状況写真

竹原都市計画公園の変更 説明会のお知らせ

地域の皆様へ

平素から、市行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年度に廃止した中須公園について、新たな代替公園の整備に向けて事業を進めており、このたび都市計画公園の変更を行います。
つきましては、次のとおり説明会を開催いたしますので、御多用とは思いますが、御参加くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時

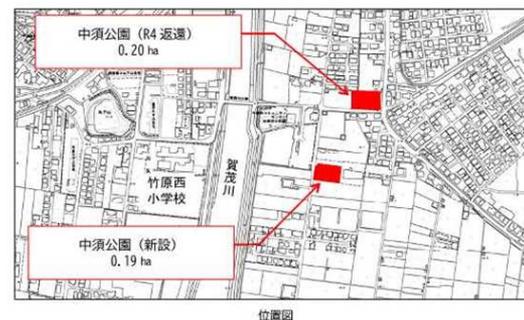
令和6年12月4日（水） 19:30～

2 場 所

竹原市民館2階第2・3会議室（竹原市中央5丁目5-24）

3 内 容

竹原都市計画公園の変更について



【問い合わせ先】
竹原市 建設部 都市整備課
電話：0846-22-7749
担当：景山・小林

説明会のお知らせ

・ 主な意見と対応

No	意見の内容	回答内容	備考
1	新旧の公園で面積や整備内容は同じか。	公園面積及び公園内に設置する施設の内容は、同程度とするとともに快適性や防災機能の向上に資する施設も整備する予定である。	都市計画
2	中須公園（新設）にはトイレが設置されるのか。	公園利用者の利便性等を考慮し、トイレを設置する予定である。	公園施設整備
3	工事期間はどの程度か。	数か月程度で工事は完了する予定である。盆踊りの時期も考慮して整備（工事）を実施する予定である。	公園施設整備

■ 実施概要

期 間：令和7年2月7日（金）
 ～ 令和7年2月21日（金）

場 所：竹原市役所4階（都市整備課）

意 見：特になし

■ 周知方法

広報たけはら・HPへ掲載



縦覧状況写真

防災情報メールサービスへ登録を一市から防災情報を無料で配信—
 13 ページ上部二次元バーコードまたはURLへ空メールを送信後、配信希望内容を選択すれば登録完了



竹原市役所
〒725-8666
竹原市中央五丁目6番 28号
https://www.city.zakehara.jp/

人のうごき
(住民基本台帳登録者数)
人口 22,557人
男 10,809人
女 11,748人
11,838世帯
1年前 23,060人
5年前 25,117人
— 12月31日現在—

募 子育て世帯向け賃貸住宅
入居者募集中！

子どもを遊ばせながら交流できる中庭を完備し、中央公園にも隣接しています。
見学も随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。



▲詳しくはこちら

問い合わせ
都市整備課 住宅建築係
☎22-7749

i 大規模な土地取引には届出が必要です

売買などで5,000㎡以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要です。土地の取得者は契約日を含めて2週間以内に届出をしないと罰せられることがあります。届出方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ
都市整備課 都市計画係
☎22-7749

i 収入保険制度活用には青色申告が必要です

農家の皆さんへ
収入保険制度は、品目を限定せずに農業者ごとの農業収入全体を対象とし、自然災害による収量減少のみでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする制度です。
加入対象者は経営管理を適切に行っている農業者で、青色申告を5年間継続していることが基本ですが、加入申請時に1年分の青色申告の実績があれば加入することができます。
新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。
青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ
産業振興課 農林水産振興係
☎22-7745



i 竹原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法に基づく都市計画公園（中須公園）の区域を変更するため、次のとおり変更案の縦覧を行います。

縦覧期間
2月7日（金）～2月21日（金）
8時30分～17時15分
（土・日・祝祭日等の閉庁日を除く）

縦覧場所
都市整備課（市役所4階）
※変更案について意見のある人は竹原市長宛に意見書（様式任意）を提出することができます。

提出締切
2月21日（金）まで
※当日消印有効

提出及び問い合わせ
都市整備課 都市計画係
（〒725-8666 住所不要）
☎22-7749

竹原市と共に歩んで46年

廃棄物から未来を創る
NISHIKANにお任せください！

地元密着！ 見積無料！

広島県竹原市前庄町1046番地
TEL(0846)29-1717
株式会社 ニシカン



昭和57年～昭和59年製の 広告
トヨタ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、暖房、取り付けが簡便化されている安全装置が搭載されており、安全安心の燃焼方法により、事故が起きる可能性が大幅に低減（約4割）により自然災害を行ってまいります。

LCR-3タイプ LS系タイプ
LCR-3-LCR-3-1-LS-3-1-LS-6

株式会社 トヨタ自動車販売株式会社
〒102-0066 東京都千代田区千代田1-1-1
フリーダイヤル **0120-104-154**
※お問い合わせの際は、必ず「トヨタ自動車販売株式会社」の名称をお知らせください。

① 広報たけはら 2025.2.5

広報たけはら

都市計画手続きの流れ

14

